

## 入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

### 記

#### 1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について（建設工事，建設関連委託業務）

- 入札参加資格者名簿における等級区分について、各区分の登録事業者数を適正化し、同一区分内での競争性を確保するため、等級を区分する総合点数を見直します。

#### 2 建設工事における社会保険未加入対策について

- 社会保険未加入対策について、建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、国土交通省の取組みを踏まえ、本市においても健全な競争環境を構築するため、本市が発注する建設工事において、元請業者及び下請業者を社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）加入業者とする取組みを段階的に実施します。

#### 3 入札における工事費内訳書等の記載内容について

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」の改正に伴い、入札参加者の適正な見積りを促すとともに談合等の不正行為の排除，ダンピング受注の防止等を図る観点から、本市が発注する工事及び工事関連業務委託の入札においては、工事費内訳書等の提出を求めています。その記載内容を一部見直します。

#### 4 総合評価落札方式における技術評価項目等の見直しについて

- 総合評価落札方式について、業者の技術力を的確に評価し、さらなる工事品質の確保を図るため、技術評価項目等を見直します。

#### 5 建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用について

- 平成 27 年 3 月 31 日までに公告する工事に限り、建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用を行っておりますが、補正予算の円滑執行に向け、早期発注と技術者不足の懸念に対応するため、特例期間を 1 年間（平成 28 年 3 月 31 日まで）延長します。

#### 6 適用

平成 27 年 4 月 1 日

## 1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について（建設工事，建設関連委託業務）

- 入札参加資格者名簿における等級区分について，各区分の登録時業者数を適正化し，同一区分内での競争性を確保するため，等級を区分する総合点数を見直します。

※ 平成27・28年度の等級区分は以下のとおりです。

### (1) 建設工事

#### ア. 土木一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	900 点以上	2,400 万円以上
B	800 点以上 900 点未満	1,400 万円以上 2,400 万円未満
C	710 点以上 800 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	710 点未満	600 万円未満

#### イ. 建築一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	890 点以上	1,500 万円以上
B	720 点以上 890 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	720 点未満	300 万円未満

#### ウ. ほ装工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	810 点以上	700 万円以上
B	700 点以上 810 点未満	450 万円以上 700 万円未満
C	700 点未満	450 万円未満

#### エ. 管工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	910 点以上	900 万円以上
B	740 点以上 910 点未満	300 万円以上 900 万円未満
C	740 点未満	300 万円未満

#### オ. 電気工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	980 点以上	1,400 万円以上
B	790 点以上 980 点未満	400 万円以上 1,400 万円未満
C	790 点未満	400 万円未満

カ. 造園工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	750 点以上	500 万円以上
B	750 点未満	500 万円未満

キ. とび・土工・コンクリート工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	730 点以上	450 万円以上
B	730 点未満	450 万円未満

(2) 建設関連委託業務

ア. 測量業務

等級	総合点数	発注標準金額
A	210 点以上	350 万円以上
B	210 点未満	350 万円未満

イ. 補償関係コンサルタント業務

等級	総合点数	発注標準金額
A	170 点以上	500 万円以上
B	170 点未満	500 万円未満

## 2 建設工事における社会保険未加入対策について

- 建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等を図るため、本市が発注する建設工事において、元請業者及び下請業者を社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）加入業者とする取組みを、下記のとおり，段階的に実施します。

### (1) 取組み内容

#### ア 平成 27 年度 の取組み

本市が発注する建設工事の契約の相手方となった受注者が社会保険等未加入業者であった場合，加入手続きの指導を行います。また，契約の相手方となったすべての元請業者に対し，契約する一次下請業者の社会保険等への加入指導を要請します。

※ 社会保険等未加入業者の確認は，落札候補者となった入札参加者が提出した入札参加資格確認申請書の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）にて行います。

なお，法令に基づき適用を除外されている場合は，社会保険等に加入しているものとみなします。

#### イ 平成 28 年度 の取組み

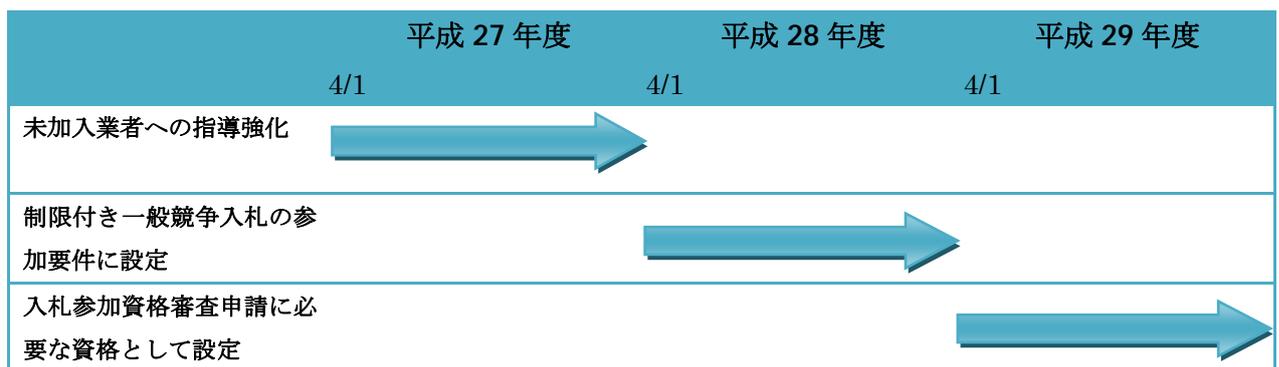
平成 28 年 4 月以降に本市が公告する建設工事において，建設業者の社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を制限付き一般競争入札（総合評価落札方式を含む）の参加資格とします。

また，一次下請業者についても，社会保険等への加入を原則とします。（ただし，制裁金等の措置は講じない。）

#### ウ 平成 29 年度 の取組み

平成 29・30 年度入札参加資格審査申請（定期登録）から，申請に必要な資格として社会保険等の加入を条件とします。

（詳細は，申請受付の前に公表する提出要領等をご確認ください。）



### (2) その他

社会保険等の加入手続きには期間を要しますので，未加入業者（適用除外を除く。）に該当する場合は，早期に加入手続きを行ってください。

### 3 入札における工事費内訳書等の記載内容について

・ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入札契約適正化法)の改正に伴い、入札参加者の適正な見積りを促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等の措置として、工事費内訳書の提出が義務づけられることとなりました。

本市の発注する工事の入札においては、すでに工事費内訳書の提出を求めているところではありますが、法改正の趣旨を踏まえ、内訳書記載内容について、下記のとおり、一部見直しを行います。また、工事関連業務委託に係る業務委託費内訳書についても、同様の取扱いとします。

#### (1) 工事費内訳書の作成にあたっての留意事項

ア 入札者の名称(社名)、代表者の職氏名

イ 工事名、工事場所

ウ 工事費の内訳 ※土木関係工事と建築関係工事の記載内容を明確化しました。

##### ・土木関係工事

- ①直接工事費(大項目に対応する金額を記載)
- ②直接工事費計
- ③共通仮設費計
- ④純工事費(直接工事費計と共通仮設費計の合計)
- ⑤現場管理費
- ⑥工事原価(純工事費と現場管理費の合計)
- ⑦一般管理費計
- ⑧工事価格計(工事原価と一般管理費計の合計)  
(入札書記載価格)

##### ・建築関係工事

- ①直接工事費(種目別内訳、科目別内訳を記載)
- ②直接工事費計
- ③共通仮設費
- ④現場管理費
- ⑤一般管理費
- ⑥共通費計
- ⑦工事価格計(直接工事費計と共通費計の合計)  
(入札書記載価格)

※工事費内訳書及び業務委託費内訳書は、本市の指定した様式を使用し、別紙の記載例を参考に設計金額を記載してください。

#### (2) 入札無効について

工事費内訳書に不備がある場合、その入札者の入札を無効とする場合があります。詳しくは、「競争入札参加者心得」をご覧ください。



内訳書記載例  
(建築関係工事)

開札日を記入すること。

一般競争入札の場合、  
1～99の整数を入力すること。

開札日 平成27年〇月〇日

くじ番号 38

公告・指名  
通知書、設  
計書のお  
り記入す  
ること。

入札書と同様に記入す  
ること。

工事費内訳書

名称(社名) 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

工事名 〇〇センター電気設備改修工事

工事場所 宇都宮市〇〇町

費目・工種・施工名など	数量	単位	単価	金額(円)	備考
① 電気設備工事					
構内配電線路設備	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
電灯設備	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
構内交換設備	1	式		〇〇,〇〇〇	
発生材処分	1	式		〇〇,〇〇〇	
直接工事費については科目別内訳まで記載すること。 なお、建築一式工事において、種目別明細が複数項目ある場合は、種目別明細までの記載で可とする。					
【参考】建築一式工事で種目別明細が複数項目ある場合の記載例 工事名：〇〇学校屋内運動場改築工事					
① 屋内運動場	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
渡り廊下	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
自転車置き場	1	式		〇〇,〇〇〇	
外構	1	式		〇〇,〇〇〇	
② 直接工事費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費					
③ 共通仮設費	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
④ 現場管理費	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑤ 一般管理費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑥ 共通費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
工事価格計(端数調整前)				12,345,600	
⑦ 工事価格計 (入札書記載価格)				12,340,000	

入札書記載  
価格と入札  
書の金額は  
一致するこ  
と。

内訳書記載例

開札日を記入すること。

開札日 平成27年〇月〇日

指名通知書  
のとおり記  
入すること。

業務委託費内訳書

入札書と同様に記入すること。  
押印漏れに注意！！

名称(社名) 〇〇測量株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇〇〇

印

委託名 〇〇〇〇業務委託

履行場所 宇都宮市〇〇町

費目・種別等	数量	単位	単価	金額(円)	備考
1 設計業務					
直接費	設計書に基づいて作成すること。				
直接人件費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
直接経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
間接経費					
諸経費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
技術経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
2 測量業務					
直接費					
直接人件費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
直接経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
間接経費					
諸経費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
業務委託費計(端数調整前)				2,002,568	
業務委託費計 (入札書記載価格)				2,002,500	

入札書記載  
価格と入札  
書の金額は  
一致するこ  
と。

#### 4 総合評価落札方式における技術評価項目等の見直しについて

- 総合評価落札方式について、業者の技術力を的確に評価し、さらなる工事品質の確保を図るため、技術評価項目を見直します。

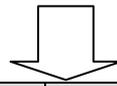
(1) 継続教育学習制度の受講団体拡大について

入札参加申請日現在において、配置予定技術者が受講した実績（以下に示す団体の証明があるもの）を評価します。

【現行】 3 団体

受講団体	評価基準	評価点			
		施工能力評価方式		実績評価方式	
		Aタイプ	Bタイプ	Aタイプ	Bタイプ
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 (公社) 日本建築士会連合会 (公社) 日本技術士会	実績あり	0.25点	1.0点	0.5点	0.5点
	実績なし	0点	0点	0点	0点

【改正後】 26 団体



受講団体	評価基準	評価点			
		施工能力評価方式		実績評価方式	
		Aタイプ	Bタイプ	Aタイプ	Bタイプ
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 (公社) 日本建築士会連合会 (公社) 日本技術士会 <b>(公社) 空気調和・衛生工学会</b> <b>(一社) 建設コンサルタンツ協会</b> <b>(公社) 地盤工学会</b> <b>(一社) 森林・自然環境技術者教育会</b> <b>(一社) 全国上下水道コンサルタント協会</b> <b>(一社) 全国測量設計業協会連合会</b> <b>土質・地質技術者生涯学習協議会</b> <b>(公社) 土木学会</b> <b>(一社) 日本環境アセスメント協会</b> <b>(公社) 日本コンクリート工学会</b> <b>(公社) 日本造園学会</b> <b>(公社) 日本都市計画学会</b> <b>(公社) 農業農村工学会</b> <b>(一社) 日本建築士事務所協会連合会</b> <b>(公社) 日本建築家協会</b> <b>(一社) 日本建設業連合会</b> <b>(一社) 日本建築学会</b> <b>(一社) 日本建築構造技術者協会</b> <b>(一財) 建設業振興基金</b> <b>(公財) 建築技術教育普及センター</b> <b>(一社) 建築設備技術者協会</b> <b>(一社) 電気設備学会</b> <b>(一社) 日本設備設計事務所協会</b>	実績あり	0.25点	1.0点	0.5点	0.5点
	実績なし	0点	0点	0点	0点

変更なし

(2) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事成績評定点の評価点の変更について

実績評価方式Bタイプ及び地域精通度評価方式の評価項目である「宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事成績評定点」の評価項目及び評価点を変更します。なお、施工能力評価方式及び実績評価方式Aタイプの成績評価点の取扱いについても、過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む）の平均値（小数点第2位以下切捨て）に変更します。

【現行】

評価項目	評価基準	評価点
・宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）の工種毎の 工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評 定点を含む）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価 する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績 評定点なしとみなす。	75点以上	3.0点
	67点以上75点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
	67点未満又は 工事成績評定点なし	0点

【改正後】

評価項目	評価基準	評価点
・宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）に検査室及 び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定点（特定 建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む）の平均値 （小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成 績評定点なしとみなす。	75点以上	3.5点
	67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/3.2-19.93 (小数点第3位以下切捨て)	3.47点 ~ 1.0点
	67点未満又は 工事成績評定点なし	0点

(3) 消防団活動への協力の評価点の変更について

実績評価方式Bタイプ及び地域精通度評価方式の評価項目である「消防団活動への協力」の評価点を変更します。

【現行】

評価項目	評価基準	評価点	
		実績評価方式 Bタイプ	地域精通度 評価方式
・消防団活動への協力 宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価 する。	認定あり	1.0点	2.0点
	認定なし	0点	0点

【改正後】

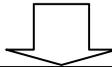
評価項目	評価基準	評価点	
		実績評価方式 Bタイプ	地域精通度 評価方式
・消防団活動への協力 宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価 する。	認定あり	0.5点	1.0点
	認定なし	0点	0点

(4) 市内業者の施工割合の評価点の変更について

地域精通度評価方式の評価項目である「市内業者の施工割合」の評価点を変更します。

【現行】

評価項目	評価基準	評価点
・市内業者の施工割合 当該工事における市内業者の施工割合を評価する。 市内業者施工割合 =元請及び一次下請の市内業者施工額合計÷元請及び一次下請の施工額合計×100 (小数点以下切捨て)	下式により算定する。 $1 \times (C - A) \div (B - A)$ (小数点第3位以下切捨て) ※算定結果が0未満は0点とする。 A：入札参加者の平均市内業者施工割合 B：入札参加者中で最高の市内業者施工割合 C：申請者の市内業者施工割合	1.0点 ~ 0点



【改正後】

評価項目	評価基準	評価点
・市内業者の施工割合 当該工事における市内業者の施工割合を評価する。 市内業者施工割合 =元請及び一次下請の市内業者施工額合計÷元請及び一次下請の施工額合計×100 (小数点以下切捨て)	下式により算定する。 $1.5 \times (C - A) \div (B - A)$ (小数点第3位以下切捨て) ※算定結果が0未満は0点とする。 A：入札参加者の平均市内業者施工割合 B：入札参加者中で最高の市内業者施工割合 C：申請者の市内業者施工割合	1.5点 ~ 0点

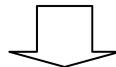
※ 施工能力評価方式、実績評価方式Aタイプ及びBタイプについては変更ありません。

(5) 重機保有状況の取扱いについて

実績評価方式Aタイプ・Bタイプ及び地域精通度評価方式での評価項目である「重機保有状況」につきましては、平成27年4月から経営事項審査制度の審査基準が改正され評価対象となる建設機械の範囲拡大されることから、重機保有状況の取扱いについて下記のとおり運用いたします。

【現行】

入札参加申請日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。



【平成27年度以降の取扱い】

平成27年3月までの経営事項審査は、新たに評価対象となった3機種\*が加点対象となっていないことから、経営事項審査が更新されるまでの取扱いとして、従前の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しに加え、新たに評価対象となった3機種については、経営事項審査の際に提出する資料を評価項目算定資料に添付することで評価対象とします。

添付資料：所有確認についての資料又はリース等契約の確認資料

特定自主検査についての資料

※追加となる建設機械・・・移動式クレーン、大型ダンプ、モーターグレーダー

(6) 施工計画の様式の見直し

施工計画書の作成にあたり、施工上配慮すべき事項や工事品質の確保につながる内容をより具体的かつ簡潔に記述できるよう様式を見直しました。様式2-4号（評価項目算定用）

## 施 工 計 画

工 事 名		商 号 又 は 名 称	
工事箇所			

### ○工程管理について

① ② ③  ※円滑な工程管理の方法や工期短縮に関する特記すべき提案を記載すること。
--

### ○品質管理について

① ② ③  ※工事の特性を踏まえた重点管理箇所の指定や、特筆すべき管理手法、厳正な社内規格値の設定など、工事目的物の品質向上に関する提案を具体的に記載すること。
---

### ○施工上特に配慮すべき事項

① ② ③  ※施工箇所において、特に必要とされる、安全管理や騒音振動などの環境管理対策などに配慮を要する点の明記と、その対応策について具体的内容を記載すること。
---

※は、記載すべき内容であり、記載に当たっては削除してください。

- (注) 1 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、重要度の高い順に箇条書きで簡潔に記述する。  
 2 A 4 用紙 1 頁で作成すること。(図表等の参考資料を A 4 用紙 1 頁で添付することは可とする。)  
 3 当該工事の特性を十分把握した上で、工夫する事項について具体的に記述すること。  
 4 別添の「評価されない事項」を参考にすること。

※施工計画書作成の際は、上記の注意書きを削除し記述してください。

## **評価されない事項**

### **当該工事の特性に合わせたものでないもの**

- ・ 設計図書，共通仕様書，法令及び各種指針，便覧，仕様書並びに各種基準に規定された内容を単に転写したもの
- ・ 施工箇所の特性（地形，地質，気象，環境，地域性等）が考慮されていないもの

### **効果が不明確なもの**

- ・ 提案内容の効果が証明されないもの
- ・ 曖昧な表現のもの
  - 「必要に応じて・・・努力する。」，「原則として・・・」，「・・・するように努める。」，「出来るだけ・・・」，「必要に応じて・・・」など
- ・ 実施することで品質の低下が懸念されるもの
- ・ 履行の確実性・実効性に疑義があるもの

### **その他**

- ・ 仕様書や法令等に反する記載をしているもの
- ・ 施工時の安全性への配慮が欠けるもの
- ・ 工事目的物の変更が伴うもの
- ・ 各小項目において1提案とすべき内容を複数提案として分けたもの
- ・ 近接する他工事との調整や他機関等との協議を要するもの
- ・ 工夫の範疇を超えた，施工価格が大幅に上昇することが予想されるもの
- ・ その他

## 5 建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用について

- ・ 補正予算の円滑執行に向け、早期発注と技術者不足の懸念に対応するため、特例期間を延長します。

### (1) 技術者要件の緩和

#### ア 専任の主任技術者

適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合について、技術者要件を緩和する特例を、平成27年3月31日まで設けておりましたが、**特例期間を平成28年3月31日まで延長**します。

#### 専任の主任技術者の兼任条件

市が認める 6,000 万円未満の工事で、下記の①又は②の条件を満たす場合、兼任を認める。(2 件まで)

- ① 他機関が発注した工事と兼任する場合は、一体性や連続性があるもの又は相互調整が必要なもので、かつ工事現場相互の間隔が 10km 程度（上限 11km）  
※ なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。
- ② 宇都宮市長が発注した工事  
(平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告する工事)

#### イ 現場代理人

適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合について、技術者要件を緩和する特例を、平成27年3月31日まで設けておりましたが、**特例期間を平成28年3月31日まで延長**します。

#### 現場代理人の兼任条件

次の要件を全て満たす場合、兼任を認める。なお、兼任を行う場合は、工事現場のいずれかに常駐しなければならない。

- ① 宇都宮市長が発注した工事
- ② 兼任を認める工事の件数は、現場代理人 1 人につき 2 件まで
- ③ 当初の請負金額が 6,000 万円未満 (2,500 万円以上の工事は、専任の主任技術者の兼任を認めた工事のみ)
- ④ 兼任する現場代理人が、兼任する 2 件の工事以外の主任技術者でない
- ⑤ 市が兼任を認められないと判断した工事でない
- ⑥ 請負金額 2,500 万円以上は連絡員を配置  
(平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告する工事)

### (2) 早期執行対策

総合評価落札方式の対象工事における入札手続きを簡素化する特例を、**平成27年3月補正で計上した工事のみ設け一般競争入札により入札を実施**します。

※ 詳細については、「入札参加者心得」及び各案件の公告文等をご確認ください。